

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	(第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	兵庫県多可郡多可町 (283657)
地域名 (地域内農業集落名)	中区 (東安田集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	34.4 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	31.4 ha
② 田の面積	33.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	7.4 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、山田錦の種子親である山田穂の発祥地であり山田錦をはじめとする酒造好適米の作付けが盛んである。地区の農地の多くで水稻が作付されており、あわせて黒大豆の集団転作も実施し農地の有効活用と経営の安定を図っている。

農家のうち、田畑を耕作している農家が30名(約50%)、すべて農地を預けている農家が29名(約48%)となっている。また70才以上の耕作者の割合が約49%、60才以上になれば約70%となる。現状、高齢化や後継者不在に伴い、集落営農組織や個人農家、他集落の認定農業者に農地を預ける農家が増えてきている状況で、今後どのように担い手を確保し増やしていくか、また地域全体でどのように農地を守っていくかが課題となっている。

【基礎データ】

- ・農家軒数 60軒 うち集落営農1組織
- ・主な作物 水稻(うるち米、酒造好適米、米粉用米)、黒大豆、一般野菜

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

引き続き地域の特産である酒造好適米と黒大豆の集団転作により所得の安定を図る。あわせて酒造好適米については発祥地としてのブランドからJA等とも連携し更なる販路開拓を目指す。

当地区においても今後中心となる経営体がなくなることが予想され、個々の農業者、集落営農組織でも世代交代が必要となる。そのため早い段階から若年層にも農業活動に参画してもらい後継者育成を図る。あわせて、担い手のほか、小規模や有機農業など多様な経営体で農地を守るほか、移住者や新たな感性を有する新規就農者等も積極的に受け入れる体制づくりを整え、実現を目指す。

また、営農組合については地域の農地を守る中核組織として住民の協力体制づくりと意識醸成を図るとともに、隣接集落との相互支援体制を検討し、広域的に農地を守る仕組みづくりの構築を進めていくことで、次世代に緑豊かな「山田錦の古里・東安田」を引き継いでいく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地所有者の理解を得て農地バンクへの貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	10.1	%	将来の目標とする集積率 10.1 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・農地所有者の理解を得て再配分も含めた農地の集積・集約化をさらに進め団地面積の拡大を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
・農地中間管理機構を活用して、集落営農や大規模な担い手農業者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
・地権者や耕作者の理解を得ながら農地中間管理機構を活用し、段階的に集約化を進める。	
(3)基盤整備事業への取組	
・多面的機能支払交付金の活用により農業用施設の修繕、整備を引き続き図っていく。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
・町やJAと連携し地域内外からの経営体を募集するとともに、集落内の若年層にも積極的に働きかけ後継者の育成を図る。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組	
・JAみのりによる水稻・黒大豆の集団防除を行う。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①獣害被害拡大防止のため農会を中心に獣害防止柵の点検を年数回実施し、早期発見による補修を都度実施する。あわせて箱わなによる駆除対策も適宜実施する。
- ②移住者による有機農業の取組を継続する。また、地域の山田錦の稲わらと畜産農家の堆肥を交換し、資源循環の農業に取り組み化学肥料の低減をおこなっている。今後、池の掻い掘りで発生した底泥や、周辺の森林公園等で発生した落ち葉を活用し、酒造会社等と連携しながら堆肥化の取り組みを検討する。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用し農業用施設の保全管理(道、溝普請)を年2回集落全体で取り組んでいく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農利用者	A	水稻	2.9 ha	- ha	水稻	2.9 ha	- ha	1	
利用者	B	水稻、黒大豆	1.2 ha	- ha	水稻、黒大豆	1.2 ha	- ha	2	
利用者	C	水稻、黒大豆	1.2 ha	- ha	水稻、黒大豆	1.2 ha	- ha	3	
利用者	D	水稻、黒大豆	8.9 ha	- ha	水稻、黒大豆	8.9 ha	- ha	4	
利用者	E	水稻、黒大豆	2.1 ha	- ha	水稻、黒大豆	2.1 ha	- ha	5	
利用者	F	水稻、黒大豆	7.4 ha	- ha	水稻、黒大豆	14.8 ha	- ha	6	
利用者	区域内農地の利用者	水稻等	ha	ha	水稻等	ha	ha	白地	
計	7経営体		23.7 ha	0.0 ha		31.1 ha	0.0 ha		

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。